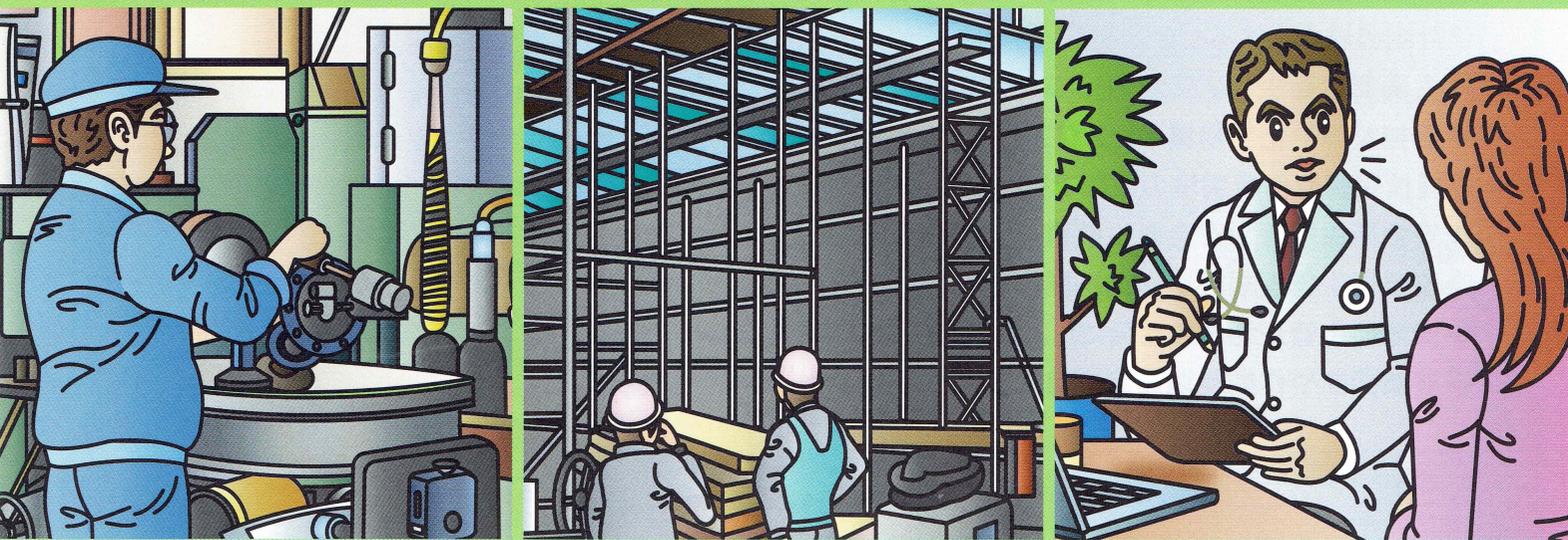


挑戦しよう

新・労働安全衛生 マネジメントシステム



新たな気持ちで創ろう 元気な職場

活用しよう

労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント

事業場の安全衛生の改善計画作成には、労働安全衛生法第80条に基づく労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断を受けることが最も効果的です。

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、国が行うハイレベルの試験に合格し、登録を受けた安全衛生の専門家です。安全衛生診断を行い、安全衛生の改善計画作成その他の安全衛生指導を行うのが主な職務です。安全衛生についての高度の専門技術を有していますので、皆様方の良いご相談相手になれると存じます。ぜひ労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

こんな時に

労働安全コンサルタント/ 労働衛生コンサルタントの 活用を!

- 労働災害が発生したとき
- 安全衛生管理特別指導事業場の指定を受けたとき
- 計画の届出をするとき
- 労働安全衛生マネジメントシステムを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき
- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生講演や安全衛生教育の講師が必要なとき
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成をするとき
- 安全衛生管理活動を活発にしようとするとき
- 健康診断や作業環境測定に関すること

労働安全衛生法第 88 条 第 1 項による届出の免除

免除認定の申請には、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる評価と監査が必要となります

リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施している事業所(建設業の場合は店社)が労働基準監督署長の認定により計画の届出が免除される制度(法88条第1項ただし書き)については、署長に対する認定の申請にあたって、事業所又は建設業の店社が、労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、適切に実施していることを労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる評価を受け、さらに、その評価結果について別の労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの監査を受けることが必要となります。



機械のフェールセーフ化など
専門的な安全衛生技術指導を
受けることができます。

社内では得がたい
安全衛生の専門家の指導を
受けることができます。

労働安全コンサルタント/
労働衛生コンサルタントを
活用すると、
こんなメリットが
生まれます

社内では気がつかない
安全衛生上の問題を明らかにし、
有効かつ効果的な方法を
教えてくれます。

必要なときに、
必要な事項について
頼むことができるので、
人件費の節約になります。

経営に役立つ
安全衛生管理を
教えてくれます。



CSP 労働安全コンサルタント、 COH/CIH 労働衛生コンサルタントとは?

CSP労働安全コンサルタント

* CSP(Certified Safety Professional Consultant)

COH労働衛生コンサルタント(保健衛生)

* COH(Certified Occupational Health Consultant)

CIH労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)

* CIH(Certified Industrial Hygiene Consultant)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度の専門家です。

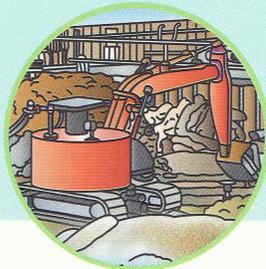
グローバル化の今、世界に通用する専門家としても、さらに一層研鑽を積むことが必要とされています。CSP労働安全コンサルタント、COH/CIH労働衛生コンサルタントとは当会の推進している労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント生涯研修制度において、その分野の専門家の証として評価された称号です。

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントであって生涯研修記録(GPD)が一定以上のレベルを取得し、継続的に研鑽を積んでいると認定された労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントにその称号の使用が許可されています。専門的事項の依頼の際、参考になさってください。

労働安全衛生コンサルタントの 診断・指導事例

総合工事業

小規模事業場における 「人・設備・技術」の活用



A社(社員数16名)は、土木工事・水道工事などを専門に行なっています。有資格者として、1級土木施工管理技士6名、給水装置工事主任8名の他、現場周辺での不測の事態が起きた場合に対応する目的で上級救命技能士14名を擁しています。

(一社)日本労働安全コンサルタント会・B支部は、C住宅供給公社より、A社が施工する「既設集合住宅の駐車場・道路の改修工事」の現場安全診断の依頼を受けました。C住宅供給公社の特記仕様書には以下の4点の要求事項が請負業者には課せられていました。

- ①当工事関係者以外の第三者機関である「(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会B支部」に依頼をすること。
- ②指定の「安全点検表」により実施すること。
- ③是正・改善等の指導を受けた場合、速やかに対応するとともに、「是正、改善結果」を報告すること。
- ④点検頻度は、月1回程度とすること。

安全・施工管理の すばらしさ

(一社)日本労働安全コンサルタント会・B支部より派遣されたD労働安全衛生コンサルタントのチームは診断を行う過程で、下記に示すA社の安全・施工管理のすばらしさを目の当たりにしました。

●D労働安全衛生コンサルタントのチームには、工事用看板に並立し「AED設置」「上級救急救命士常駐作業所」が設置されているのを見て、「作業員と団地の人たちが一体となって、緊急時活動の“見える化”を推進している」と映りました。そして、「こまったら声をかけてね子ども110番」のイラスト入りも実に微笑ましく「社会貢献の証しでもある」と感じました。A社のE氏に問うと、「これはトップの方針ですよ。全社員に救命士を取得させ、緊急時の体制を構築していく。東京消防庁からも表彰されましたよ

…」と会話も弾みました。

- 「監理技術者証」の原本提示もすばらしい。
- 安全掲示板には「月間、週間、本日の安全目標」「週間工程」「有資格者リスト」「ワイヤロープの点検色」「施工体系図」「危険予知活動表」などを確認した。「仮設テント」では、記録類の提示、AED、消火器、救急箱、バケツ、机、椅子、灰皿も完備していました。
- 特筆したいのは、社有のショベルローダーの後方に「バックモニター」を設置し、後方の安全確認をできるようにしたことです。車両系建設機械の「作業計画書」(安衛則第155条)にも配慮されていました。

診断の結果、C住宅供給公社の「安全点検表」はクリアしていて、「指摘事項なし」となり、「複数の眼で、現場診断を充実させること」の狙いも遂行できました。初対面で、これほど安全・施工管理がしっ

かりした事業場にお目にかかったことがなかったもので、中災防の「第77回全国産業安全衛生大会(in横浜)」への研究発表の応募を勧めました。その結果、「リスクアセスメント分科会」での発表報告となりました。

これからの展望

[ISO 45001] (JIS Q 45001) と [JIS Q 45100] の誕生は、喜ばしく、特に、厚労省を始め、経産省、経団連、認証機関なども参加し、進めてきた「JIS Q 45100」への研さんを積んでいくことを、A社とともに確認していくことになりました。これからは労働安全衛生コンサルタントの役割も重要になり、マネジメントシステム構築、運用に当たった指導員、内部監査員への研修・指導又はマネジメントシステム審査員などとしての活躍の場が広がります。

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)についてのご相談は

労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタントに

労働安全衛生マネジメントシステムは労働災害の防止に役立ち、職場のリスクを減少させるものでなくてはなりません。平成30年3月にはISO45001も発行され、これに伴い、JISQ45001、JISQ45100も発行されました。更には国のMS指針もこれらに対応すべく一部改正されます。

このためには、システムとパフォーマンスの双方について専門家である労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントが最適です。

構築指導、リスクアセスメント、内部監査、外部評価などなんなりとご下命下さい。

守秘義務

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントには、法律により守秘義務がありますので、安心してご相談いただけます。

報酬

顧問報酬、診断報酬、講演料など各業務により異なりますが、ご依頼の方の立場に立って親身にご相談に応じます。具体的にはもよりの支部にご照会下さい。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F
TEL 03-3453-7935 FAX 03-3453-9647
<http://www.jashcon.or.jp> E-mail info@jashcon.or.jp

労働安全衛生法第87条に基づき設立されたわが国唯一の団体です(昭和58年4月創立)。厚生労働大臣または指定登録機関の登録を受けた労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントを会員として構成されています(約2,700名)。47都道府県に支部があります。

労働安全衛生コンサルタント制度推進月間実施のお知らせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会は、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントが労働大臣(当時)に最初に登録された6月15日を「労働安全衛生コンサルタントの日」と定めています。本会では、この日を中心に、事業として「労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開しています。この機会に、みな様の職場における安全衛生の改善計画にぜひ労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

| | |
|------|---|
| 実施時期 | 推進月間 毎年6月1日から6月30日 準備月間 毎年4月1日から5月31日 |
| 後援 | 厚生労働省 中央労働災害防止協会 建設業労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 林業木材製造業労働災害防止協会 公益財団法人 安全衛生技術試験協会 全国社会保険労務士会連合会 公益社団法人 日本技術士会 独立行政法人 労働者健康福祉機構 公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会 一般社団法人 日本ボイラ協会 一般社団法人 日本クレーン協会 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 公益社団法人 産業安全技術協会 一般社団法人 仮設工業会 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 公益社団法人 日本医師会 公益社団法人 日本歯科医師会 公益社団法人 日本作業環境測定協会 公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 |
| 実施者 | 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 本会都道府県各支部 会員：労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント |



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
JAPAN ASSOCIATION of SAFETY and HEALTH CONSULTANTS

〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル 5F
TEL. 03-3453-7935 FAX. 03-3453-9647
<http://www.jashcon.or.jp> E-mail : info@jashcon.or.jp

ご不明な点は本部、または下記にご照会下さい。